

伊東市制施行 80 周年記念事業広報準備業務委託 公募型プロポーザル実施要領

1 目的・趣旨

伊東市は令和 9 年 8 月 10 日に市制施行 80 周年を迎える。本業務は、80 周年記念事業の実施に向けた市民機運の醸成を図るため、キービジュアル・ロゴ制作、写真素材整備、総合 PR 動画、特設ページ、広報物等を制作する広報準備事業を実施するものである。

本事業の実施に当たり、デザイン・映像制作・Web 制作等の専門性が求められるため、最適な事業者を公募型プロポーザル方式により選定する。

本要領は、当該プロポーザルの参加方法及び選定手続に関し必要な事項を定める。

2 契約の概要

(1) 業務名

伊東市制施行 80 周年記念事業広報準備業務委託

(2) 業務内容

「伊東市制施行 80 周年記念事業広報準備業務委託 公募仕様書」のとおり

(3) 履行期間

契約締結日から令和 9 年 3 月 31 日まで

(4) 委託料上限額

4, 200, 000 円（消費税及び地方消費税を含む。）

3 参加資格

参加表明時点で、以下の全てを満たす者とする。

- (1) 法人格を有すること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項各号の規定に該当しないこと。
- (3) 伊東市指名停止措置要綱（平成 9 年伊東市告示第 18 号）第 2 条の規定に基づく指名停止期間中でないこと。
- (4) 国税・地方税に滞納がないこと。
- (5) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始申立てを受けていないこと。
- (6) 伊東市暴力団排除条例（平成 24 年伊東市条例第 19 号）に規定する暴力団等に該当しないこと。
- (7) 令和 7 年度・8 年度伊東市入札参加資格登録（物品・役務）を完了していること（期限までに登録可）。

4 参加表明

(1) 提出書類

- ア 参加表明書（様式 1）
- イ 誓約書（様式 2）
- ウ 会社概要（様式 3）
- エ 業務実績書（様式 4）

(2) 提出期限

令和 8 年 1 1 月 2 日（月）午後 5 時必着

(3) 提出先

伊東市企画部企画課

〒 4 1 4 - 8 5 5 5 静岡県伊東市大原二丁目 1 番 1 号

(4) 提出方法

持参又は郵送（簡易書留等追跡サービス付きの方法）

封筒に「伊東市制施行 8 0 周年記念事業広報準備業務プロポーザル参加表明書 在中」と朱書きすること。

5 参加資格確認

提出書類に基づき参加資格を審査し、結果を通知する。

(1) 通知予定日

令和 8 年 1 1 月 5 日（木）

(2) 通知方法

郵送又は電子メール

6 企画提案書の提出

(1) 提出書類（正本 1 部、副本 9 部）

ア 企画提案書（様式 5）

A 4 判・片面印刷、参考資料を除き 1 0 ページ以内

キービジュアル案、動画構成案、特設ページ構成案、写真撮影計画、広報物案等を含むこと。

イ 見積書（様式 6）

※ 貴社様式の見積書でも可とするが、①見積金額（消費税及び地方消費税を含まない。）、②消費税及び地方消費税（1 0 %）及び合計（①＋②）を記載すること。

ウ スケジュール（様式 7）

(2) 提出期限

令和 8 年 1 1 月 1 8 日（水）午後 5 時必着

(3) 提出先

参加表明書と同じ

(4) 提出方法

参加表明書と同じ

封筒に「伊東市制施行80周年記念事業広報準備業務プロポーザル企画提案書 在中」と朱書きすること。

7 質問受付

(1) 期間

令和8年10月20日（火）から令和8年10月27日（火）午後5時まで

(2) 方法

質問書（様式8）をメール送付

(3) 回答

令和8年10月30日（金）に市ホームページで公表

8 プレゼンテーション

(1) 実施日

令和8年11月24日（火）

(2) 場所 伊東市役所会議室

(3) 時間

1者25分（説明15分・質疑10分）

(4) 参加者

最大3人

9 審査

(1) 審査方法

書類及びプレゼンテーションを総合評価し、最優秀者を契約候補者とする。合計点が同点となった場合は、提案内容（25点）の得点が高い者を上位とする。それでも同点の場合は、委員長が委員と協議の上決定する。

(2) 審査項目

ア 提案企業の評価（20点）

・実績及び専門性並びに信頼性

イ 業務体制（10点）

・体制の妥当性及び進行管理能力

ウ 提案内容（25点）

・キービジュアル案、動画構成案、特設ページ構成案、伊東らしさ等

エ 予算の妥当性（5点）

- ・ 420万円以内での実現可能性、コスト配分の合理性

※ 審査の透明性確保のため、審査委員会には別途「審査基準書」を配布する。

1.0 辞退の取扱い

提案者が参加を辞退する場合は、プロポーザル参加辞退届（様式9）を速やかに提出すること。辞退届の提出後は、当該提案者の書類審査及びプレゼンテーション審査を行わない。辞退届の提出後の再参加は認めない。

1.1 失格条項

- (1) 提出期限違反
- (2) 虚偽記載
- (3) 参加資格喪失
- (4) プレゼンテーション欠席
- (5) 企画提案書に添付する見積書に記載の金額が、2(4)委託料上限額を超えている場合

1.2 契約

最優秀者と随意契約を締結し、協議により仕様書を確定する。

1.3 著作権等

- (1) 提出書類は返却しない。
- (2) 成果物の著作権は、原則市に帰属するものとする。ただし、受託者の既存資産を利用する場合は、市は必要に応じ無償使用できるものとする。
- (3) 受託者は成果物等について、第三者の商標権、肖像権、著作権その他の法的権利を侵害するものではないことを保証することとする。なお、第三者の権利を侵害していた場合に生じる問題の責任は全て受託者が負うものとする。

1.4 その他

- (1) 提出された各書類の差し替え、再提出は認めない。
- (2) 提出書類に不備がある場合は受理しないことがある。
- (3) 市はやむを得ない事情により本プロポーザルを中止し、又は内容を変更することがある。